

## 宇都市トータルヘルスケア業務受託者選定審査要領

### 1 審査の対象となる事業者

- 審査は、次の各号の全てを満たす事業者を対象に行う。
- (1) 別に定める宇都市トータルヘルスケア業務受託者選定実施要項（以下「募集要項」という。）に定める資格要件を全て満たす者
- (2) 募集要項に定める期限内に、必要な書類の全てを適正に作成し提出した者

### 2 評価基準

評価基準は次のとおりとし、総合点数（満点）は100点とする。

評価項目	審査基準	着眼点	配点
適正	会社の概要	事業分野、従業員数、経営状況など	5
専門技術力	類似事業の実績	類似業務の実績があるか	5
	カウンセラー体制	相談内容等に応じて必要な資格・実績を有した人員が確保できているか	5
運営体制的確性	業務運営体制	総括運営体制が十分となっているか	5
企画提案力	対応方針	本業務への対応方針が納得性あるものか	5
	実施手法	実施手法がフロー図などで一目で見てわかるか	5
産業保健スタッフとの連携		産業保健スタッフ役割分担が明確となっているか	5
独自性		仕様書以外の提案が効果的なものか	5
ストレスチェック充実度	自らのストレス等に気づきを与えるような記述になっているか		5
		57項目以外で多角的に分析されているか	5
		ストレスチェックの実施手法が適切か	5
コンサルテーション	単なる結果の説明に留まらず、情報が活用されるような工夫が見られるか		5
		内容・時間が適切か	5
相談窓口の充実度	利用者にとって相談しやすい時間帯、手法等となっているか		5

	(ハラスメント相談)緊急時及び通常対応フローが効果的と思われるか	5
	(公益通報等)相談対応フローがわかりやすく、効果的と思われるか	5
トータルコード ディネート	研修や情報配信などの提案事項が、メンタルヘルス対策や職員支援に効果的であるか	10
	取組内容・時間が適切か	5
費用	積算根拠の適切性、見積額の適切性	5

### 3 審査方法

- 「募集要項」に定めた提出書類及びプレゼンテーションに基づき審査を実施する。
- (1) 審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
  - (2) 審査において、審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
  - (3) 候補者が決定後、業務内容について詳細を協議する。
  - (4) 審査者はプロポーザル選定委員会設置要綱に定める者とする。